

市民協働センター

17年度利用団体登録

(更新・新規)を受付中

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

公衆浴場および生活関連業種の事業者の方に水道料金の補助金を交付します

支払済みの16年度分の水道料金について、補助金を交付します。

対象業種 公衆浴場営業に水道を使用する者

次に掲げる生活関連営業に水道を使用する者

補助基準および補助対象額 下表参照

Table with 2 columns: 対象業種, 補助基準および補助対象額. Rows include 公衆浴場 and 生活関連業種.

講座&ワークショップ

「トキドキワーク」

元氣印市民活動

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

市民協働センターの17年度利用団体登録を受け付けます。現在登録されている団体で継続利用を希望の方は、更新手続きが必要になります。

傍聴できます

三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議

ごみの有料化を含めたごみ減量化策について検討する、有識者、市民などからなる第6回検討市民会議を開催します。

2月21日(月)午後7時から教育センター3階で。

中小企業退職金共済掛金の一部を補助します

市では、中小企業退職金共済制度に加入している事業者に、一定の要件に基づき掛金の一部を補助します。

対象共済金制度

中小企業退職金共済事業本部が運営する「中退共」、建設業退職金共済事業本部が運営する「建退共」、法人会や商工会が運営する特定退職金共済制度「特退共」

再就職活動支援講習会

わくわくサポーター三鷹・三鷹市共催

2月23日(水)午後1時30分、4時。今後の生き方、働き方活動の仕方を考える会。50才でも早すぎない。60才でも遅すぎない。講師はキャリア設計M21所長でキャリアカウンセラーの向井恒夫さん。

2月26日(土)午後1時30分、4時。求職活動支援セミナー。講師はキャリアカウンセラーの千野輝さん。

2月23日(水)午後1時30分、4時。今後の生き方、働き方活動の仕方を考える会。50才でも早すぎない。60才でも遅すぎない。講師はキャリア設計M21所長でキャリアカウンセラーの向井恒夫さん。

2月26日(土)午後1時30分、4時。求職活動支援セミナー。講師はキャリアカウンセラーの千野輝さん。

「さつまの国」料理講習会

鹿児島県経済連、鹿児島県がごしま遊楽館(株)東京多摩青果主催。三鷹市青果商組合共催。3月10日(木)午後1時から、消費者活動センターで。

2月21日(月)午後7時から教育センター3階で。

最終処分場見学と「そば打ち体験」参加者募集

ごみの最終処分場を受け入れられている日の出町の住民と、処分場に一般廃棄物を搬入している多摩地域25市1町の住民との交流事業です。

3月5日(土) 3時～5時。みたかフリーマーケット。楽しい1日を、毎回、見つかる掘り出し物!

3月5日(土) 午前10時～午後2時。みたかフリーマーケット。楽しい1日を、毎回、見つかる掘り出し物!

農業公園

ジャガイモの植付け講習会

プロの技を体験しませんか。長靴など農作業に適した服装で参加ください。見学者も歓迎。

2月28日(月) (必着)までに、往復はがきに「そば打ち体験希望」・参加者全員(2~4人1組)の住所・氏名・年齢・電話番号、返信面に返送先を記入し「〒181-8555三鷹市役所」み対策課3月19日担当へ申し込む(申込多数の場合は抽選)。

3月4日(金)午前11時～午後7時。新宿西口イベントコーナー「さつまの国」で。当日、直接会場へ。

3月4日(金)午前11時～午後7時。新宿西口イベントコーナー「さつまの国」で。当日、直接会場へ。

三鷹警察署からのお願い

3月は道路交通環境月間です。路上の電柱・信号柱などへの違法なはり紙や立看板、また商品の陳列などの道路の不正使用は、景観を損なうばかりではなく通行の流れを妨げ、事故を誘発する要因にもなります。

市民のみならず一人ひとりが交通ルールを守り、道路交通環境の整備にご協力をお願いいたします。

三鷹警察署からのお願い

3月は道路交通環境月間です。路上の電柱・信号柱などへの違法なはり紙や立看板、また商品の陳列などの道路の不正使用は、景観を損なうばかりではなく通行の流れを妨げ、事故を誘発する要因にもなります。

市民のみならず一人ひとりが交通ルールを守り、道路交通環境の整備にご協力をお願いいたします。

市民のみならず一人ひとりが交通ルールを守り、道路交通環境の整備にご協力をお願いいたします。

消費者相談窓

窓から

202

消費者相談窓口

☎47-9042

【相談】

業者から、娘の勉強をアドバースしたいと電話があり、自宅で説明を聞くことにしました。販売員は、持参したノートパソコンと教材のCD-ROMを使って数学の説明をし、娘が販売員を先生と呼ぶのを否定しなかったため、私はその販売員が先生として娘の指導をしてくれるのだと思いい、また、いつでも電話で指導に依る」との説明を信じて中学3年間分4科目の契約

【処理】

業者に対し、契約に至る経緯と解約の意思を書面で伝えるよう相談者に助言しました。業者は「指導とは、CD-ROMの使い方の指導であり、勉強の指導ではない。そのことは契約書にも明記されている」と主張し、なかなか契約するときは、セールススタッフが本当かどうか書面で確認しましょう。また、子どもが長期間使いつけられるかわからないので、一度に多量、多額な学習教材の購入はしないように気をつけましょう。契約書面でも、中途解約が出来るかどうか、解約条件は何かなども確認しておきたいものです。(三鷹市消費者相談員)

【処置】

販売員は、子どもの学力の話などで親の興味を引き、あたかも指導付き教材の購入であるかのようなセールストークで契約を迫ります。単なる教材を購入するだけの契約であったことに気がつくのは、教材が届いたあとになりがちです。契約するときは、セールススタッフが本当かどうか書面で確認しましょう。また、子どもが長期間使いつけられるかわからないので、一度に多量、多額な学習教材の購入はしないように気をつけましょう。契約書面でも、中途解約が出来るかどうか、解約条件は何かなども確認しておきたいものです。(三鷹市消費者相談員)

